

旭川医科大学病院患者総合サポートセンター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院患者総合サポートセンター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院患者総合サポートセンター運営委員会規程（令和 5 年旭医大達第 153 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) 副センター長 2 人	(2) 副センター長 2 人
(3) 病棟医長のうちから 若干人	(3) 病棟医長のうちから 若干人
(4) 外来医長のうちから 若干人	(4) 外来医長のうちから 若干人
<u>(5) 薬剤師のうちから 若干人</u> （新設）	
<u>(6) 看護師のうちから 若干人</u>	<u>(5) 看護師のうちから 若干人</u>
<u>(7) 医療ソーシャルワーカーのうちから 若干人</u>	<u>(6) 医療ソーシャルワーカーのうちから 若干人</u>
<u>(8) 事務局長が指名する事務職員 若干人</u>	<u>(7) 事務局長が指名する事務職員 若干人</u>
<u>(9) 経営企画部副部長(医療情報担当)</u>	<u>(8) 経営企画部副部長(医療情報担当)</u>
<u>(10) その他病院長が必要と認めた者</u>	<u>(9) その他病院長が必要と認めた者</u>
2 前項第 1 号から第 <u>8</u> 号まで及び第 <u>10</u> 号の委員は、病院長が委嘱する。	2 前項第 1 号から第 <u>7</u> 号まで及び第 <u>9</u> 号の委員は、病院長が委嘱する。
(任期)	(任期)
第 5 条 前条第 1 項第 1 号から第 <u>8</u> 号まで及び第 <u>10</u> 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員 <u>及び追加</u> の委員の任期は、前任者 <u>又は現任者</u> の残任期間とする。	第 5 条 前条第 1 項第 1 号から第 <u>7</u> 号まで及び第 <u>9</u> 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

(略)

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

【改正理由】

組織の見直しを行い、薬剤師を追加するため、所要の改正を行うものである。